

奈良市公告

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

令和8年4月17日

奈良市長 仲川 元庸

1 入札に付する事項

- | | |
|----------|----------------------|
| (1) 件名 | 奈良市道路台帳補正等業務委託 |
| (2) 詳細 | 別紙仕様書のとおり |
| (3) 業務場所 | 別紙仕様書のとおり |
| (4) 契約期間 | 契約の日から令和9年3月12日（金） |
| (5) 概要 | 奈良市道路台帳補正等業務委託仕様書による |
| (6) 担当課 | 奈良市建設部土木管理課 |
- 電話 0742-34-4893

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次の掲げるすべての事項に該当しなければならない。

- (1) 令和8年度奈良市建設工事等入札参加資格者のうち、測量部門の登録をしている者であること。
 - ・入札参加申請日において、継続して3箇月以上の雇用関係にある次の技術者を当該業務に配置出来ること。
 - ・空間情報総括監理技術者の資格を有する者を配置できること。
 - ・測量士（測量法第49条の規定に基づき登録している者）の資格を有する者を配置できること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (4) 別紙の仕様書に定める業務について十分な業務遂行能力を有するとともに、適正な実施体制を有すること及び本市の指示に柔軟に対応できること。
- (5) 奈良市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者（会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に

規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員である役職員を有する団体並びにそれらの利益となる活動を行う者でないこと。

3 入札参加申請に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、次に掲げる書類を各1部提出すること。

ア 一般競争入札参加申請書(様式第1号)

イ 業務実績調書(様式第2号)

※当該業務にかかる業務委託契約書など当該業務の受注形態、内容等が判断できる資料の写しを添付すること。

ウ 配置予定技術者の空間情報総括監理技術者資格者証の写し並びに個人情報保護士資格者証の写し及び入札参加申請日において、継続して3ヶ月以上の雇用関係にある者と認識できるものの写し(健康保険被保険者証等)

エ 「プライバシーマーク(JIS Q15001)」及び「情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS: JISQ27001またはISO/IEC27001)」の取得証明書の写し

(2) 入札参加申請方法

令和8年4月17日(金)から令和8年4月28日(火)まで(奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。)の午前9時から午後3時まで(正午から午後1時までを除く。)

に、奈良市建設部土木管理課に(1)の書類を持参すること。

(3) 入札参加者の決定通知

入札参加申請を行った者のうち、入札参加を承認する者には結果通知書により、承認しないとした者にはその理由を示し、令和8年5月1日(金)までに通知する。なお、通知は一般競争入札参加申請書に記載されたメールアドレスに電子メールを送信し、原本(公印を押印したもの)については後日郵送する。入札参加決定通知後において入札参加不適格要件が判明した場合は、入札に参加できない。

4 質疑に関する事項

(1) 仕様に関して質疑がある場合は、指定の様式の「入札事項質問書」(様式第5号)に質問内容を記入のうえ、電子メール又は持参により提出すること。(FAX不可)

また、提出前後の確認の電話連絡をすること。

ア 提出日時

令和8年4月17日(金)から令和8年4月21日(火)まで(奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。)の午前9時から午後3時まで(正午から午後1時までを除く。)

イ 提出先 奈良市建設部土木管理課
メールアドレス dobokuk@city.nara.lg.jp

(2) 回答日 (1)の質問に対する回答は、次のとおり閲覧に供する。

ア 令和8年4月24日(金) 午前9時から午後3時まで
(正午から午後1時までを除く。)

イ 場所 (1)のイに同じ

5 入札に関する事項

(1) 入札条件

ア 入札方法は、持参入札とする。

イ 入札時間に遅れた者は、入札に参加できない。

ウ 入札会場への入場は、入札者又はその代理人のみとする。

エ 代理人が入札する場合は、必ず入札前に委任状を提出すること。

オ 入札者の不正行為又は不正な行為を行ったおそれが非常に強いとき、その他の理由により、この入札を執行することが不相当であると認めるときは、執行を取り止める。また、入札執行中においても落札決定を保留し、さらに入札執行後においても落札決定を取消す場合がある。

カ 提出した入札書は、その理由にかかわらず書換え、差換え又は撤回することができない。

キ 災害その他やむを得ない理由があるときは、入札を中止し、又は入札期日を延期することがある。

ク 入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免除事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。契約希望価格は、事業に係るすべての費用を含むものとする。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(その金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とする。

ケ 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。

(2) 入札の日時 令和8年5月8日(金) 午後3時

(3) 入札の場所 奈良市役所中央棟3階 入札室

(4) 入札当日に持参するもの

次のものを持参すること。なお、持参されない場合は、入札に参加できないため、注意すること。

ア 入札参加承認書

イ 入札書（封筒に入れて封印し、封筒表面の中央に「入札書」の文字、封筒裏面に業者名を記載すること。再入札用の入札書も持参すること。）

ウ 委任状 ※代理人による入札の場合、入札者本人の実印を押印したもの。

(5) 再入札の回数 再入札は1回を限度とする。

(6) 入札保証金

入札に際し、奈良市契約規則第4条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第2項第2号に該当する場合は、これを免除する。

(7) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 入札に参加する資格のない者のした入札

イ 郵便、電報又はFAX等による入札

ウ 入札保証金を必要とする場合において、入札保証金を納付したことを確認できる書類が同封されていない入札

エ 入札書に入札金額、委託件名の表示又は記名押印を欠く入札

オ 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札

カ 同一の入札参加者が2通以上の入札書を提出した入札

キ 入札金額を訂正した入札

ク 入札に際して公正な入札の執行を害する行為があったと認められる入札

ケ 入札書の日付が入開札日でない入札

コ その他入札に関する条件に違反した入札

6 落札者の決定方法に関する事項

(1) 入札者中、奈良市契約規則第10条の規定により設定された予定価格以内の最低価格の入札者を落札者とする。

(2) 落札者となるべき同一の価格の入札者が2人以上あるときは、直ちに「くじ」で決定する。

(3) 再入札は1回を限度として行う。なお、落札者のないときは、入札執行者の判断により処理することとする。

7 その他

(1) 本入札は、入札説明書及び仕様書によるので、熟読のうえ入札に参加のこと。

(2) 入札手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨と

する。

- (3) すべての提出書類の作成及び提出に係る費用は、入札者の負担とする。
- (4) 提出期限後における提出した入札参加申請書類の差換え及び再提出は認めない。
- (5) 入札日の前日までの間において、提出書類に関し本市から説明を求められた場合、事業者はこれに応じることとする。
- (6) すべての提出書類は返却しない。
- (7) 入札説明会は開催しない。
- (8) 入札書は、再入札になる場合があるので、2枚用意すること。
- (9) 落札者は、本契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡又は継承させてはならない。
- (10) 契約者は、当該契約によって知り得た秘密を漏らしてはいけない。また、他の目的に使用してはいけない。この契約が終了又は解除された後においても同様とする。
- (11) 事情により、入札事務を中断し、入札の延期等を行う場合がある。
- (12) 上記に定めのないものは、地方自治法（昭和22年法律第67号）及び地方自治法施行令並びに奈良市契約規則によるものとする。

8 入札に関する問合せ先

奈良市 建設部 土木管理課

〒630-8580 奈良市二条大路南一丁目1番1号

電 話 0742-34-4893（直通）

F A X 0742-34-5147

メール dobokuk@city.nara.lg.jp